

氏名	はし 橋	もと 本	のぶ 伸	や 也
学位(専攻分野)	博士(教育学)			
学位記番号	論教博第120号			
学位授与の日付	平成18年3月23日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
学位論文題目	帝制期ロシア女子教育の社会史 1764—1917			

論文調査委員 (主査) 教授 辻本雅史 助教授 駒込武 助教授 佐藤卓己

論文内容の要旨

本論文の課題は、エカテリーナ二世によるスモーリヌイ女学院設立(1764年)に始まり、1860年前後の大改革期に量的・質的転機を迎え、1917年のロシア革命にいたるまでの約150年間にめざましい展開を遂げた帝制期ロシアの女子中等・高等教育の足取りと、それを介して女性の達成した社会的位置の変化をたどることによって、ロシア女性が開拓した学校教育と学問、そして職業世界の広がり、近代ロシアの国制や社会編制との関連で解説することにあつた。「後進国」ロシアが、女子教育分野で西欧諸国を凌駕する巨大システム確立に成功したパラドクスと、その条件の解明が試みられたのである。

採用された方法的視点は、以下の諸点にある。①民族・身分・性という座標軸に即して配置された多様な教育機関の併存構造及びその変容過程と帝国国制・社会編制との関連。②学校教育をめぐる国家と社会との関係、特に大改革期以降に女子教育の発展を支えた社会的イニシアティブの動態。③西部諸県を事例に、帝国的教育編成の多様性と多義性をもたらす民族的契機を解説すること。

本論文は序章、Ⅰ・Ⅱ部併せて5章と終章および第5章の補論の構成からなる。各章の概要は以下の通りである。

第Ⅰ部「教育の身分制原理と女子教育」では、帝制期教育の主特徴たる教育の身分制原理が女子教育部門で呈した様相が明らかにされた。第1章「女学院と貴族子女教育」では、エカテリーナ二世治世初期に端を発する女学院が果たした貴族子女教育機能や身分的な学校文化の特徴、身分制の空洞化の進む19世紀後半以降も身分的性格を温存したことの社会的意味などが考察された。第2章「聖職者の娘の学校」では、下級聖職者身分を対象とする女子宗教学校に期待された機能や、19世紀後半の社会変動のなかでの機能変容＝農村初等教員養成機関への転成と、そこになお残存した身分的閉鎖性が指摘された。

第Ⅱ部「社会変動と女子中等・高等教育」では、教育の身分制原理の克服をめざして1850年代末に誕生した女子中等教育機関である女子ギムナジアと、さらにその上に発展をとげた各種の女子高等教育機関の成立過程およびその後の展開を追いながら、大改革期以降の社会変動がもたらした新しい動向が示された。第3章「大改革の時代と女子ギムナジアの成立—マリア皇后庁女子ギムナジア」では、女性の地位の大転換の起点となった大改革期の雰囲気、この時代の特徴たる解放精神と併せて地主貴族の経済的窮乏化に起因する女性労働の必然化として概略的に示したうえで、先行的に設立されたマリア皇后庁女子ギムナジアの設立経緯と学校の概要、実際の設立過程および設立後の生徒の構成などに着目しながら、この学校に期待された役割と実際の機能が示された。第4章「国民教育省管下女子ギムナジアの成立と発展」では、学校設立から第一次大戦にいたる約60年間の制度的概要、規模、教育内容や学校文化、生徒の卒後進路などをつうじて、この種の学校の果たした社会的機能が明らかにされた。さらに第5章「女子高等教育と女性専門職者への道」では、中等教育の飛躍的拡充を前提に、社会的イニシアティブに支えられて進展した女子高等教育機会拡大をめぐる攻防と、西欧諸国に類を見ないほどの多様な専門的職業機会の様相が描かれた。あわせて補論「女性医師と医学教育—生成・挫折・再生」では、女性の社会進出の橋頭堡ともいべき医療分野で繰り広げられた衝突や葛藤がより詳細に描かれた。

そして終章では、1世紀半に及ぶ歴史的展開を貫通する「帝制期ロシア女子教育のパラドクス」が指摘された。後進的とされるロシアで、西欧伝来の啓蒙主義に導かれて伝統的貴族のそれとは異なる新たな家族像の創造をもくろんで開始された

帝制期ロシアの女子教育が、その終着点にあつては西欧諸国に例をみない巨大な女子高等教育システムの開発に成功し、そこで養成された有資格の多様な女性専門職者の一群が社会の多様な場面で活躍したという事実、この点に「パラドクス」が象徴的に示されたのである。より分節化して捉えるとき、それは、①身分制的社会編成のもとでの近代家族形成の未完、それに起因する西欧近代とは異なる女性の社会的地位、②身分制の原理とそれを乗り越える社会変動とのせめぎあい、③専制護持をめざす国家政策と社会的諸力との相克、④齊一的近代国家を目指す帝国の「ロシア化」政策とその帰結、といった諸点において確認されるものでもあった。これらによって、ジェンダー的視点から帝制期ロシアの教育システムの構造と機能を解析したとき、西欧型近代化と共通する諸側面を有しつつも、固有の近代化の道をロシア社会がたどっていたことが明らかとなった。その意味で、本論文を通じて明らかにしてきたこの国の女子教育の発展と女性の社会進出は、ロシアに固有の近代化の相貌をこのうえなくよく照射した事例であったということができるのであると結論づけている。

論文審査の結果の要旨

帝政ロシアの教育史研究は著しく立ち後れている。なかでも女子教育史は、ロシアやヨーロッパにおいてさえまとまった研究は皆無に近い。こうした中、本論文は、エカテリーナ二世による女学院創設（1764年）からロシア革命前夜に至る帝政ロシア近代化の150年の女子教育史を実証的に描いた、世界で最初のまとまった教育史研究である。今後必ず言及される世界的レベルでの先駆的業績であるだけに、欧文翻訳が期待される。この点は何より高く評価されなければならない。

ロシアは近代化に遅れた「後進国」であった筈だが、第一次大戦の頃には、ヨーロッパ随一の「女子高等教育の先進国」になっていた。本論文は、この逆説的事実を説明することを課題とし、高い達成度でそれに成功した歴史研究である。

本研究が依拠した史・資料は、ロシアやポーランドの他、帝政ロシア支配下のフィンランドやエストニアなどにも及び、入手可能な限りの第一次史料と文献類の収集に努め、本研究はその原語による解説にもとづいている。参照された外国語の文献類もおびただしい。日本語文献の他、ロシア語、英語、ドイツ語、ポーランド語など多岐に及んでいることも、高く評価される。

本論文の大きな特徴は、「民族・身分・性（ジェンダー）」の三つを分析機軸にしていることである。この分析基軸を据えたことで、本論文は、たんに女子教育に関する通時的な制度史にとどまらず、女子教育史という主題を超えて、射程の広い社会史的研究になった。それは、民族、ジェンダー、宗教、社会階層、家族史など、近年、西洋史や文化史などの近接領域で深められている新しい研究成果を積極的に吸収することで可能になった。そのため本研究は、教育史分野はもとより、それを越えて外の領域にインパクトをもって論点を提示できている。例えば、ロシア女子教育に常にまわりついていた身分制の原理は、西欧近代が達成した近代的学校の普及やメリットクラシーや専門的職業人などの近代化の原理と必ずしも矛盾するとは限らないことを論証している。この点も、この分析基軸の視点から解明された独自の論点である。

民族や宗教の視点からいえば、例えば西部地域に女子ギムナジアなどの女子中等学校が活発に創設されていった事実は、ポーランド人のカトリック系貴族勢力が根強く残っていたこの地方への、ロシア化政策の一環であることが、詳細に明らかにされている。それらの事例の実証的提示によって、ロシアにおける近代形成期の「国民化」（「ロシア国民意識」の形成）が、他面において、他民族に対する帝国主義的な支配強化と一体的であったという重要な論点が、解明されている。これも本論文が提示した重要な知見である。

さらに本論文は、専制国家のもつ二面性、すなわち教育による女子への啓蒙を指向する一方で、女性の知が必要以上に自立を強め成長していくことには統制的であったという国家の二面性と、知の喜びに目覚めた女性や知識人社会の学習意欲と、この二つの力の拮抗と葛藤の展開過程として、女子中等・高等教育史を描いている。その意味で、帝政ロシアの女子教育を推進し、ロシアを女子高等教育の先進国に押し上げた最大の力は、解放を希求する女性自身の熱意とエネルギーであったことを、説得的に実証している。ジェンダーや女子教育史の視点からは特筆すべき知見といえ、高く評価できる。

終章における帝政期ロシア女子教育の「パラドクス」の指摘とその要因を解明した論点も鮮やかであり、新知見に満ちている。すなわち西欧近代の指標からは「後進的」と見られる社会編成とジェンダー秩序を保持した帝政ロシアが、教育機会と職業世界の拡大という点において先取的な「先進性」をもった歴史的特質を指摘し、それによって、これまで共有されてきた西欧近代中心の近代教育成立史のモデルに対して、それとは異なるロシア型近代化のモデルを提示するのに成功して

いる。また革命以後のソビエトで高く評価された女子教育の普及も、帝政ロシアの女子教育の達成の視点から、あらためて評価されるべきことを示唆している。この点も本論文の成果といえる。

以上本論文は、学問的創見に満ちた優れた論文であるが、審査の過程で以下のような問題点も指摘された。第一に、良妻賢母規範は近代家族のもとで女性に期待された性別役割理念であると想定されるが、本論文では、貴族社会の女学院も女子ギムナジアも下級聖職者子女のロシア正教女子宗教学校も同じく「良妻賢母規範」の教育で一括りに捉えられている。各層・各学校の異なる教育内容や目的に即してみれば、一括りにできない女子教育の諸特質があり、本論文ではその点が曖昧になったと思われる。第二に、対象が中等・高等教育に限られ、圧倒的多数の農民の教育における女子の位置づけが不十分にしか言及されていない。第三に基軸がジェンダーにある以上、男子も含めた教育総体と関連させて論じれば、ロシア女子教育の特質が一段と明らかになったはずである。第四に、西欧の影響下に展開した側面が大きいだけに、西欧との比較史的視点がさらに示されることで本論文の説得力は増したと思われる。その点、女子中等・高等教育推進の社会基盤に名望家や地域社会等などが想定されそれが「市民社会」概念で捉えられているが、その市民社会の、西欧近代のそれとの異同が、必ずしも明確ではない。

しかしこれらは史料的制約や方法論上困難事が多く、いずれも本論文が達成した学問的価値を損なうものではないというのが、委員の一致した意見であった。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また平成17年12月15日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。